

第23号様式（第19条関係）

（表面）

この証明書を携帯する者は、高知県うみがめ保護条例第25条第1項の規定に基づくうみがめ保護取締員であることを証明します。	第 号
	所 属 名
	職・氏 名
	身 分 証 明 書
	年 月 日交付
	高知県知事 印

（裏面）

高知県うみがめ保護条例（抜粋） （取締りに従事する職員） 第25条 知事は、その職員であつて規則で定める要件を備えるものに、第8条第1項、第9条第1項、第11条、第13条、第16条第1項若しくは第2項又は第17条第1項に規定する権限の一部を行わせることができる。 2 前項の規定により知事の権限の一部を行う職員（次項において「うみがめ保護取締員」という。）は、その権限を行うときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 3 前2項に規定するもののほか、うみがめ保護取締員に関し必要な事項は、規則で定める。	第28条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の拘禁刑又は50万円以下の罰金に処する。 （1） 略 （2） 第8条第1項又は第16条第2項の規定による命令に違反した者 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、20万円以下の罰金に処する。 （1） 略 （2） 第9条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 （3） 第17条第1項に規定する報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同条第2項の規定による立入検査若しくは立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者 （4） 略
--	---

備考 この用紙は、日本工業規格A列6番とし、厚い紙を用い、中央の点線から二つ折りとする。